

令和7年度の生産緑地地区の追加指定を実施します

1 令和7年度 追加指定の事前相談受付について

横須賀市では、令和7年度の実産緑地地区の追加指定を行います。

追加指定を希望される方は、電話予約の上、令和7年5月30日までに事前相談をお願いします。

■事前相談受付期間（土日、祝日を除く）

令和7年4月1日（火）～5月30日（金） 8：30～17：00

■受付場所

横須賀市役所 農水産業振興課

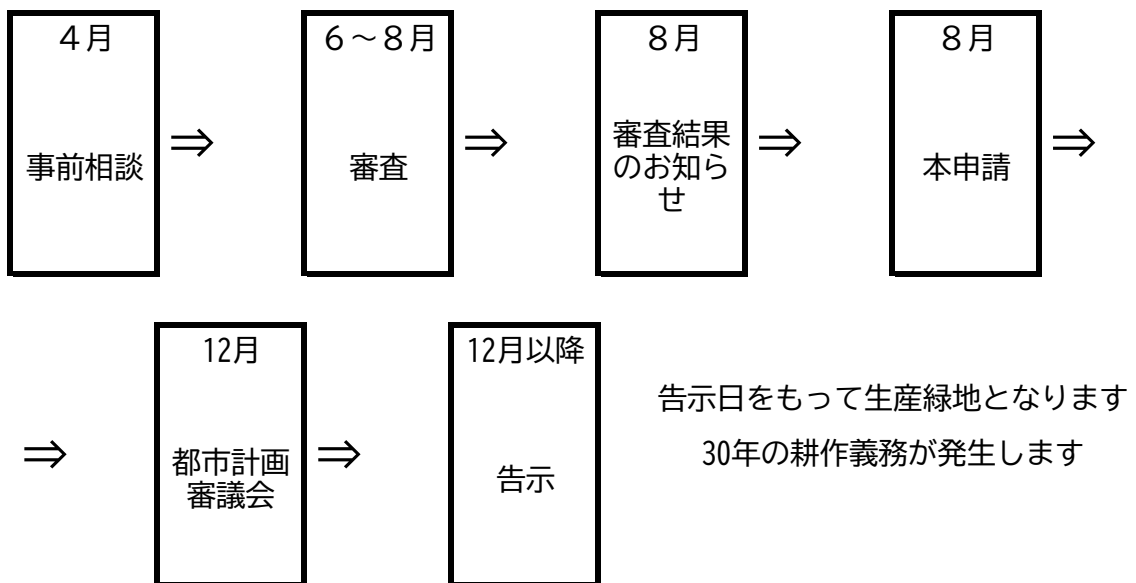
■対象となる農地等

市街化区域内にある、良好に耕作されている面積300㎡以上の農地等
このほかにも条件があります。（裏面参照）

■必要書類

- ・申請する土地全筆の全部事項証明書（土地登記簿謄本）及び公図の写し（法務局で取得した発行から3か月以内で、書き込み等のないもの）
- ・窓口にお越しになる方の本人確認書類（有効期限内、顔写真付き）
- ・窓口にお越しになる方が所有者ではない場合、土地所有者からの委任状

2 指定までの流れ（予定）



■生産緑地の指定条件

第1 次に掲げる要件すべてに該当するもの

- ・市街化区域内に存する一団の農地等であること。
- ・公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。
- ・農地等の面積が300平方メートル以上であること。
- ・用排水その他の状況を勘案して、農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められる土地であること。
- ・相当期間農地等として適正に維持管理することができると認められること。
- ・生産緑地地区を指定することについて、当該農地等の土地の所有者その他利害関係を有する者の同意が得られていること。

第2 生産緑地地区の追加（箇所の新たな追加及び既指定箇所の拡大のことをいう。以下同じ）は本基準の第1に該当するほか、農地等を適正に管理できる通路に接することとし、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて行うことができるものとする

- ・都市環境の向上の観点から公園、緑地等として計画的に確保すべき区域内にあるもの又は公園、緑地等と一体に確保すべき区域内にあるもの。
- ・既に指定されている生産緑地地区との一体化又は整形化により、当該生産緑地地区の機能向上に資すると認められるもの。
- ・街区公園、緑地等に準ずる効果があるもの。

※指定できない区域もありますので、詳細はお問合せください。

4 お問い合わせ先

横須賀市経済部農水産業振興課 046-822-8296
（横須賀市小川町11番地 横須賀市役所）

生産緑地地区指定希望仮申請書

受付No. _____

令和 7 年 月 日

申請者

申請者住所

昼間連絡が取れる電話番号

生産緑地指定希望農地所在（地番）	面 積 （ m ² ）	所 有 者 名

受付印